

センター緊急事態宣言Ⅳの終了と今後の対処方針について 〈新型コロナウイルス対応〉

政府は令和3年9月30日をもって、東京都等に出されていた緊急事態宣言を終了しました。これを受けセンターは、「センター緊急事態宣言Ⅳ」に係る会員及び職員のご協力にあらためて感謝を申し上げますとともに、本宣言を終了します。今後は、リバウンドを防止するため以下の対処方針の下、センター活動に全力で取り組みます。

1 対処方針

国、都、及び全シ協等の方針をふまえて、リバウンドの防止措置に取組み、会員・職員の安全確保とセンター事業の推進を図ることを今後の対処方針とします。

2 具体的な取り組み

- (1) 会員及び職員は、引き続き本人及び家族の命、健康を守るため、検温・マスク着用・手洗い等手指衛生、3密回避、当面、外出は混雑している場所や時間を避け少人数で行動する等により、リバウンドの防止に最大限に努めます。
- (2) 就業においては第一に会員の意思を尊重するとともに、センターは就業環境の安全・安心の確保に努め、必要によりお客様と協議・調整を行います。また、発熱等症状のある会員は就業を自粛します。
- (3) 宣言Ⅳで掲げた、コロナ禍による就業や生活等への大きな影響や、今後感染再拡大が非常に懸念されるなかで、会員の経済的負担を軽減するため、令和2年度に引き続き令和3年度も会費及び保険料の免除を継続します。また、お客様の都合で毎月就業ゼロの会員を対象に就業期間の補填を行います。
- (4) リバウンドの防止及び会議室環境等をふまえ、今後約1ヶ月間、経過措置として会議等の収容率は50%とし、検温やマスク、消毒、換気等を徹底します。また、会員と職員との打ち合わせは、非常時を除き全て予約制を継続します。
- (5) 事務局は、テレワークの活用、休暇取得の促進等による出勤者数の削減、事業の継続に必要な場合を除き、20時までの早期終業・帰宅、時差出勤、自転車・自動車通勤、昼休み時間の窓口・電話受付の休止、換気励行、効果的な施設消毒、発熱等症状の職員の出勤自粛、オンライン会議活用など、リバウンド防止と業務の推進に邁進します。

以上

令和3年10月5日



公益社団法人
多摩市シルバー人材センター
理事長 稲垣 勝